平成２１年（フ）第９９号
秋田県北秋田市阿仁比立内字前田表４番地２
破産者　松橋左官工業こと　松橋　藤男
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１０２号
秋田県北秋田市阿仁比立内字梨木台73番地３
破産者　松橋　満男
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第２３８号
山形市小姓町８番29号
破産者　皆川　浩一
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８４号
山形市大字柏倉59番地
破産者　結城　悦子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８３号
埼玉県八潮市緑町３丁目26番地２、住民票上の住所群馬県邑楽郡板倉町大字飯野141番地の１
破産者　荒井　敏雄
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１３９号
神奈川県相模原市新磯野４丁目６番４－504号
破産者　四元　章太
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３３５号
神奈川県相模原市津久井町長竹1497番地６
破産者　齋藤　正博
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５１号
神奈川県相模原市新磯野３丁目23番２号
アーバンヒルズ相模野201
破産者　佐藤　隆治
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第１１９号
金沢市辰巳町ニ40番地16、開始決定時住所金沢市泉野町５丁目15番27号
破産者　北　　弘毅
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２７９号
金沢市松村２丁目58番地８
破産者　武井　智子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３８５号
石川県金沢市岸川町ナ１番地32、従前の住所石川県金沢市岸川町ヲ47番地20
破産者　玉村　**幸**子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１００号
静岡県浜松市西区桜台３丁目８番12号、前住所静岡県浜松市中区高丘北３丁目23番５号
破産者　鈴木　佳夫
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
名古屋市緑区鳴仏目２丁目112番地
破産者　本多　年行
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２０号
愛知県北名古屋市薬師寺山浦87番地、開始決定時の住所愛知県北名古屋市徳重大山25番地１
破産者　部家　孝明
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２１号
愛知県北名古屋市薬師寺山浦87番地、開始決定時の住所愛知県北名古屋市徳重大山25番地１
破産者　部家より子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４８号
愛知県清須市寺野美鈴78番地　コーポスターガーデンⅡ101
破産者　永里　純輝
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４９号
愛知県清須市寺野美鈴78番地　コーポスターガーデンⅡ101
破産者　永里トミ子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２４６４号
京都府南丹市美山町豊郷下側37番地
破産者　木村　光一
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８１１５号
大阪府交野市私市８丁目３番302号
破産者　西岡エイ子
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部